

令和 2 年 6 月 6 日に群馬県伊勢崎市、埼玉県深谷市

及び埼玉県熊谷市で発生した突風について

～気象庁機動調査班による現地調査の報告～

6月6日16時10分頃、群馬県伊勢崎市蕪塚町（にらづかまち）から長沼町（ながぬままち）で発生した突風の種類は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高いと判断しました。その強さは風速約 35m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当します。

6月6日16時20分頃、群馬県伊勢崎市境米岡（さかいよねおか）から埼玉県深谷市西大沼（にしおおぬま）で発生した突風の種類は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高いと判断しました。その強さは風速約 40m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF1 に該当します。

6月6日16時50分頃、埼玉県熊谷市で発生した突風の種類は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性のあるものの特定に至らなかったと判断しました。その強さは風速約 25m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当します。

6月6日16時10分から16時50分にかけて、群馬県伊勢崎市蕪塚町（にらづかまち）から埼玉県熊谷市で突風が発生し、非住家の小屋組の損壊などの被害がありました。

このため前橋地方気象台では6月7日、熊谷地方気象台では6月7日および6月8日、突風をもたらした現象を明らかにするため職員を気象庁機動調査班（JMA-MOT）として派遣し、現地調査を実施しました。

調査結果は以下のとおりです。

1. 群馬県伊勢崎市蕪塚町（にらづかまち）から長沼町（ながぬままち）

1-1. 発生した時刻

この突風は、16時10分頃に発生した。

1-2. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高

いと判断した。

(根拠)

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。
- ・被害や痕跡は面的に分布していた。
- ・突風は強雨またはひょうを伴っていたという証言が複数得られた。
- ・突風は比較的長時間（10分程度）であったという証言が複数得られた。

1-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約 35m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当する。

(根拠)

- ・住家の屋根瓦のめくれ

2. 群馬県伊勢崎市境米岡（さかいよねおか）から埼玉県深谷市西大沼（にしおおぬま）

2-1. 発生した時刻

この突風は、16時20分頃に発生した。

2-2. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高いと判断した。

(根拠)

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。
- ・被害や痕跡は面的に分布していた。
- ・突風は強雨またはひょうを伴っていたという証言が複数得られた。
- ・突風は比較的長時間（10分程度）であったという証言が複数得られた。

2-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約 40m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF1 に該当する。

(根拠)

- ・非住家の小屋組の損壊

3. 埼玉県熊谷市

3-1. 発生した時刻

この突風は、16時50分頃に発生した。

3-2. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性のあるものの特定に至らなかったと判断した。

(根拠)

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。
- ・突風は強雨やひょうを伴っていたという証言が複数得られた。
- ・突風は比較的長時間(10分程度)であったという証言が複数得られた。

(特定に至らなかった理由)

・被害や痕跡、聞き取り調査から、被害をもたらした現象を推定できる情報が得られなかった。

3-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約25m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF0に該当する。

(根拠)

- ・住家の屋根瓦のめくれ
- ・物置の移動

※この資料は、速報として取り急ぎまとめたものですので、後日内容の一部訂正や追加をすることがあります。

【参考】日本版改良藤田スケール(JEFスケール)

階級	風速(m/s)の範囲(3秒値)	主な被害の状況(参考)
JEF0	25-38	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。
JEF1	39-52	・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66	・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひび割れ等)する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーボートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(控壁のあるもの)の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の植石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67-80	・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81-94	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95-	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

本件の問い合わせ先

前橋地方気象台 担当者：玉谷・河野

電話：027-896-1220 FAX：027-896-1164

熊谷地方気象台 担当者：山浦・武井

電話：048-521-5858 FAX：048-521-7933